

一般社団法人明石市シルバー人材センター会員安全就業基準改正

(平成5年11月17日)

改正 平成25年2月28日

令和 3年3月18日

(目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明石市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業できる事項を定めることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 健康管理に留意し、常に健全な状態で就業すること。
- (2) 作業開始前に、始業前ミーティングを実施すること。
- (3) 道工具や安全保護具は、使用前点検を実施すること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 作業に適した作業服や靴を着用し、作業に応じて、安全保護具を確実に着用すること。
- (6) 加齢による諸機能の低下を十分認識し、無理をしないこと。
- (7) 急がず慌てず、足元を良く確認して歩くこと。
- (8) 行きも帰りも仕事の範囲、交通ルールを遵守すること。
- (9) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。

(作業別安全就業基準)

第4条 会員は、植木剪定、除草、草刈り、清掃等の作業に従事する場合は、別に定める作業別安全就業基準を遵守し、安全就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、安全面で保護する必要がある作業に従事する場合は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

とくに高所作業に従事する場合は、必ずヘルメットを着用すること。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、作業現場の環境が安全衛生面において安全であるか確認し、又整理してから作業に着手しなければならない。

また高所や急斜面などの危険な場所の作業は行わない

(標識の設置)

第7条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故防止に努めなければならない。

(器具類の使用等)

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検をし、安全を確認するとともに定期的に整備をしなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具を使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

4 倉庫等保管場所では、道具類、資材は常に整理整頓に心掛けること。

(健康管理)

第9条 会員は、常に健康の維持に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように休養を十分にとるよう心掛けなければならない。

(交通災害の防止)

第10条 会員は、仕事場との往復時や路上での作業に際しては、交通ルール及び別に定める交通災害の防止を遵守し、交通事故に注意しなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人が応急の措置をとるとともに、センターに連絡しなければならない。

2 会員は、健康診断等により体に異常が発見されたときは、直ちにセンターに連絡しなければならない。

3 会員は、疾病、傷病により療養後就業するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、センターより指示のあった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

会員がこの基準を遵守しなかった場合においては、就業を制限する場合がある。

附 則(平成5年11月17日)

この基準は、平成5年11月17日から施行する。

附 則(平成25年2月28日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

作業別安全就業基準

1 植木剪定

[作業一般]

- (1) 梯子など重量物の運搬は、慎重に行うこと。
- (2) 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。
- (3) 必ずヘルメットを着用すること。
- (4) 2 m以上の高さの作業をする時は墜落制止用器具を有効に機能するように着用し使用すること。
- (5) 作業する樹木は、3 m以下の高さのものとする。
- (6) 軽い柔軟体操をしてから、作業に従事すること。
- (7) 道具類の使用は、正しい使用方法によること。
- (8) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。

[三角梯子使用の作業]

- (1) 三角梯子は、2.5 m（8段）以下のものを使用すること。
- (2) 三角梯子は使用前に十分点検し、丈夫な構造で滑り止めのすり減っていないものを使用すること。
- (3) 三角梯子は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、ロープ止めをし開き止めを確実にかけること。
- (4) 三角梯子上での作業は、無理な姿勢で作業しないこと、また天板の上に乗って作業しないこと。
- (5) 三角梯子を手に道具を持って昇降する際は、取り扱いに十分注意すること。また、飛び降りないこと。
- (6) 作業中の三角梯子周辺には、刃物類を放置しないこと。
- (7) 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。

[脚立使用の作業]

- (1) 脚立は1.5 m（5段）の以下のものを使用すること
- (2) 脚立使用前に十分点検をし、丈夫な構造で滑り止め等の安全上の機能が有効であるものを使用すること。
- (3) 脚立は、滑ったり、傾いたりしないように据え付け、危険と思われる箇所では、脚立にロープ止めをし、かつ、開き止めを確実に掛けること。
- (4) 脚立上での作業は、無理な姿勢で作業をしないこと、また天板の上に乗って作業しないこと。
- (5) 脚立を手に道具を持って昇降する際は、取り扱いに十分注意すること。また、飛び降りたりせず、道具を下に放置しないこと。
- (6) 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全を確認すること。
- (7) 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。

[梯子使用の作業]

- (1) 梯子は、幅30％以上の丈夫な滑り止めのあるものを使用すること。
- (2) 梯子は、地面との角度が75度になるように掛けることを原則とし、梯子の上部は、60％ぐらい上方に出るようにすること。
- (3) 梯子を手に道具を持って昇降する際は、取り扱いに十分注意すること。また、飛び降りたりせず、道具を下に放置しないこと。
- (4) 通路上での作業は、標識を設けること。
- (5) 樹木に梯子を立てかける際は、樹木の枯れ枝や弱枝、地盤沈下等の確認をすること。

[樹上での作業]

- (1) 地上より2m以上の樹上での作業をする場合、墜落制止用器具及びヘルメットを着用すること
- (2) 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹種での作業は行わない。
- (3) 枝につかまったり、体重を掛けたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意をする。
- (4) 一本の木に二人が向い合って作業をしないこと。
- (5) 直径10％以上の枝を切るときは、上部からロープをかけ、下から上へ幹から10％くらいの所を枝の直径3分の1程のこぎりで切れ目を入れ、引き目より先端に向かって5％の所を切り落とす。その後残部を平らに切り落とすこと。

[刈り込み・伐採の作業]

- (1) 共同で刈り込み作業を行う場合は、刃先に十分注意をすること。
- (2) 使用休止中の刈り込みハサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所で、目立つ所に刃を下向きにして保管すること。
- (3) ヘッジトリマー（剪定バリカン）やチェーンソーを使用するときは、使用前に点検をすること。
- (4) チェーンソーを使用する時は、防護ズボンを着用すること。
- (5) チェーンソーを使用するものは必ず講習を受講した者が行うこと。
- (6) エンジン発動機は、ガソリン等使用するので火気に十分注意すること。
- (7) ヘッジトリマー、エンジン発動機等の掃除、注油、修理点検は、運転を必ず止めてから行うこと。

2 除草・草刈り

[作業一般]

- (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、草負けや虫の入らないよう袖口の閉まったものを選ぶこと。
- (2) 作業靴は、底の厚い滑りにくいものを使用し、防護メガネ、すねガードは必要に応じて使用すること。
- (3) 作業帽子や手袋は、必ず着用すること。
- (4) 柔軟体操をしてから、作業に従事すること。
- (5) 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認し、作業環境は、常に整理整頓をすること。
- (6) 斜面での作業は、滑りやすいので、十分注意すること。
- (7) 道具類の使用は、正しい方法で使用すること。
- (8) 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。
- (9) 通路上での作業は、作業中の標識を設けること。
- (10) 長時間の作業は、避けること。(特に夏場は注意)
- (11) 雨天時の作業は、避けること。
- (12) 炎天下での作業は、日よけ帽を必ず着用し、光化学スモッグに注意し、注意報が出たら作業を行わないこと。
- (13) 休憩時には、水分を補給すること。

[除草の手作業]

- (1) 作業現場の状況確認を十分に行うこと。
 - ア ガラスの破片、くぎ等に注意すること。
 - イ 害虫(むかで、蜂等)や漆の木等に注意すること。
 - ウ 作業場所によって、保護眼鏡を着用すること。
- (2) 鎌を使つての作業では、安全第一を心掛けること。
 - ア 腰を落とし、正しい姿勢で使用すること。
 - イ 共同で作業する場合は、作業間隔を十分にとり、刃先に注意をすること。
 - ウ 使用していない鎌は、刃先を上向きに立て掛けたりせず、邪魔のならない所がかつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。

[刈払機使用の作業]

- (1) 刈払機使用前に必ず点検をすること。
 - ア ネジのゆるみはないか。
 - イ 作業に合った刃がついているか。
 - ウ 刃先のヒビ割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しないこと。
 - エ エンジン音に異常がないか確認すること。

- (2) 安全ガードは、必ず取り付けること。
- (3) 作業前に周囲の障害物を周知除去しておくこと。
特に小石、空き缶、空きびん、針金等に注意。
- (4) 作業中は、ヘルメット、防護メガネを着用すること。
- (5) 現場周囲に財物が存在する場合は、防護ネットやパネルによる養生を必ず行うこと。
- (6) 作業中は、半径10m以内に他の人を近づけないこと。
- (7) 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。
- (8) ガソリン等使用するので火気に注意し、担当者以外近づけないこと。
また、管理を十分にすること。
- (9) 運搬及び格納時には、回転刃には、カバーをつけること。
- (10) 刈払機は、運転を止めてから、掃除、注油、修理点検を行うこと。

[除草収集作業]

- (1) 収集は、限界を見極め、正しい無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。
- (2) 運搬経路の障害物は取り除き、足場の草株や段差等の安全を確認し、収集を行うこと。
- (3) 刈払機の作動中は、絶対に付近（左右及び前面は10m間隔）で収集作業を行わないこと。
- (4) 刈払機の後部で収集作業を行う場合も、合図連絡を密接にし、間隔を十分にとって安全を確認後行うこと。
- (5) 道具類及び廃棄物等の積み降ろしは、荷くずれがおきないように注意して行うこと。

3 処理

[廃棄物運搬作業]

- (1) 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。
- (2) 運搬経路の障害物は取り除き、足場の良否を確認すること。
- (3) 各種道具の積み降ろしは、荷くずれのないように行うこと。
- (4) 靴底が厚いものを着用すること

4 清掃

[作業一般]

- (1) 服装は、常に衛生的に心掛け、汚れているものは洗濯して着用すること。
- (2) 長いひも類、装飾品は、一切身に付けないこと。

- (3) 作業は、正しい姿勢で落ち着いて作業に専念し、みだりに話しかけたりしないようにすること。
- (4) 作業に使用した道具類、資材は放置しないで、作業をしやすく、常に整理整頓に心掛けること。
- (5) 作業前に機械装置や危険物等の状況確認を行い、指示された範囲で作業を行うこと。
- (6) 清掃に伴う重量物の取扱いは、特に慎重に行うこと。
- (7) 仕事のあとには、必ず、手や顔を石鹸で洗い衛生的に心掛けること。

[屋内、床の清掃作業]

- (1) 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は、滑り止めのあるものを使用し、走らないこと。
- (2) 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。
- (3) 洗剤や薬品を使用するときは、性質がいろいろあるので、使用上の注意事項を確認し正しく使い、眼や顔に付着したら、すぐに水で洗い流すこと。

[屋外清掃作業]

- (1) 屋外での清掃作業は、段差や側溝、自動車等に注意をすること。
- (2) 作業中は、必要に応じて「清掃中」の看板を立て立ち入り禁止や作業区域の標示をすること。
- (3) 炎天下での作業は、日よけ帽を必ず着用し、光化学スモッグに十分注意し、注意報が出たら作業を行わないこと。

[窓ガラス等の清掃作業]

- (1) ガラス部に手をついたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。
- (2) 窓等の開閉には、十分注意し、無理な姿勢で作業をしないこと。
- (3) 高所作業中は、ヘルメットを着用すること。
- (4) 蛍光灯等の清掃に踏み台の上にさらに踏み台を重ねたり、回転椅子や折りたたみ椅子は、絶対に使用しないこと。
- (5) 高所より飛び降りないこと。

[灌水作業]

- (1) ホースを引っ張るときは、ホースに物が引っ掛かっていないことを確かめること。
- (2) ホースの輪のなかに立ち入らせないこと。
- (3) 植木等に灌水を行う時は、周囲の状況を確認し、人や物に注意をして作業を行うこと。

5 塗装

[作業一般]

- (1) 塗装作業は、有機溶剤及び粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど、自発的に健康管理に努めること。
- (2) 服装、履物は、作業に合ったものを着用すること。
 - ア 作業服は、袖口は締まったものを着用し、ズボンの裾は、いつもしぼっておくこと。
 - イ 靴は、履きなれたもので、滑りにくいものを使用すること。また、底の厚いものを使用し、踏み抜き、捻挫を防ぐこと。
 - ウ ヘルメットは、正しく着用し、必要に応じて墜落制止用器具を有効に機能するように着用し使用すること。
- (3) 工具類や機械は、正確、安全に取り扱うこと。
- (4) 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は作業以外の所定の場所で行うこと。くわえタバコは、絶対にしないこと。
- (5) 有機溶剤等の塗装や粉塵には、換気に注意すること。
- (6) 床面にこぼれた塗料や溶剤は、直ちに拭き取ること。また、作業後に清掃や片付けを行うこと。
- (7) 塗料や溶剤が眼に入った場合は、すみやかに洗眼をすること。

[塗込作業]

- (1) 被塗装物（壁等）の中心に位置をとり、安定した姿勢で作業すること。
- (2) 各種製品の塗込順序に従って作業すること。
- (3) 各種塗料を塗布するときは、通風に配慮し、作業をすること。
屋内の狭い場所等では、必要に応じて換気をする。

[表面処理・剥離作業]

- (1) 表面処理剤等を使用して作業をするときは、手袋前掛け等を着用すること。
- (2) 剥離作業を行う場合は、防塵マスク・防塵眼鏡を着用すること。

6 大工・左官・襖

[作業一般]

- (1) 梯子やセメント等重量物の運搬は、慎重に行うこと。
- (2) 作業現場に着いたら周囲の状況を確認すること。
- (3) 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。
- (4) 軽い体操をしてから、作業に従事すること。
- (5) 道具類の使用は、正しい使用方法によること。
- (6) 共同作業では、常に協調性を優先し、合図、連絡を正確に行うこと。

- (7) 大工・左官による作業で、梯子、脚立使用の場合は、慎重に行いヘルメットを着用し、墜落制止用器具を有効に機能するように着用し使用すること。

[大工作業]

- (1) 補修等により体重の掛かる作業の場合、床等の腐食状況を確認し、くぎ・金属片等踏み抜きに注意すること。
- (2) 材木等の立て掛けをするときは、倒壊のないようにロープで仮止めをすること。
- (3) つまづいたり火災の原因となる木屑は、作業終了後ただちに整理取り除くこと。
- (4) 吊り荷等を行うときは、器具やロープが重量物に耐えられるか事前に点検し、慎重に作業すること。
- (5) 電気ノコ等工具類は、作業前に必ず点検整備をし、誤操作のないよう慎重に取り扱うこと。

[左官作業]

- (1) ブロック積み等同一姿勢での繰り返し作業を行うときは、腰痛等起こしやすいため無理のない姿勢で行うこと。
- (2) セメント等扱うときは、必要に応じてゴム手袋、防塵マスクを着用すること。
- (3) 壁塗り、モルタル作業は、足場との間隔を十分にとり被塗物（壁）の中心に位置をとり、安定した姿勢で行うこと。
- (4) ハンマドリルによるコンクリート破砕、溝掘り作業等を行うときは、コンクリート片の飛来に注意し、必要に応じて防塵マスクや防塵眼鏡を着用し、立ち入り禁止の標識を設けること。

[襖・障子運搬作業]

- (1) 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全確認して行うこと。
- (2) 室内の階段は、スリッパは使用しないこと。
- (3) 襖・障子運搬作業は、荷崩れに注意し、腰部、肩等負荷の少ない方法で行うこと。
 - ア 両肩を平均に使い、重心を上手にとる。
 - イ 荷から手をはなさないこと。
- (4) 高層住宅等階段では、足元はじめ手すり等つまずき転倒のないよう慎重に運搬すること。

7 駐車場管理

- (1) 各駐車場の管理マニュアルに従い、自動車、バイク等出・入庫の際、接触のないよう定められた通路により安全確認後、監視巡回及び誘導等を行うこと。
- (2) 自転車、バイクは「ラック」に確実に入るよう指導し、身体障害者等の駐車補助する場合は、ハンドル等のはみ出しによる、引っ掛け、つまづかないよう心掛けること。
- (3) 「ラック」のない駐車場では、自転車やバイクの車間の間隔確認をし、移動整理や撤去を行う場合は、将棋倒し等に気を付け、無理な姿勢での作業はしないこと。

8 原材料製品等管理

- (1) 道具類は、常に整理・整頓を心掛けること。
- (2) 安全靴、ヘルメットを必ず着用すること。
- (3) フォークリフト等による運搬は、前後左右の確認を行い、正しい姿勢で慎重に行うこと。
- (4) 玉掛け作業は、移動式クレーン、ホイスト等重量物運搬に使用するワイヤー・ロープは、使用前の点検を行い吊り荷に合ったものを使用すること。
- (5) 玉掛け作業は、1. 芯（物の中心） 2. 張り（ワイヤーの張り具合） 3. 退避（製品等吊り上げた時）に心掛け、吊り荷の下に入らないこと。
- (6) 作業の節目ごとに、指差呼称（右よし、左よし）を行うこと。
- (7) 運搬した原材料、製品等の置き場所、置き方、（安定した場所、高さ）に注意し荷くずれのない作業を心掛けること。